

青森県報

号外第十八号

平成二十一年
三月二十七日
(金曜日)

目 次

告 示

潜水調査業務の競争入札参加資格..... (水産振興課) 一

公 告

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更
の公表..... (水産振興課) 六

告 示

青森県告示第二百号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定に基づき、県が平成二十一年六月一日から平成二十三年五月三十一日までの間において、潜水調査業務(水域においてスクーパー潜水器を用いて潜水し、水域中の底質や生物の採取、観察等を行い、県に採取物、撮影写真・ビデオ、観察スケッチ、測定記録等を成果品として納入する業務をいう。以下同じ。)の委託契約を一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)により締結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)、競争入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)(の申請の時期及び方法を次のとおり定めたので、同令第百六十七条の五第二項及び第百六十七条の十一第三項において準用する同令第百六十七条の五第二項の規定により公示する。

平成二十一年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 競争入札参加資格

競争入札参加資格は、次のとおりである。

1 潜水調査業務の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況からみて、県の契約の相手方として適当と認められること。

2 三に規定する潜水業者資格審査申請書(添付書類を含む。)(の重要な記載事項について記載し、かつ、その記載内容が事実と反していないこと。

3 潜水調査業務を行うに当たり法律上必要とする資格を有すること。

二 資格審査の申請の時期

資格審査の申請の時期は、平成二十一年四月一日から同月三十日までとする。ただし、申請者が他の時期に当該申請を希望する場合は、この限りでない。

三 資格審査の申請の方法

資格審査の申請は、潜水業者資格審査申請書(第一号様式。以下「申請書」という。)(に次に掲げる書類を添付し、農林水産部水産局水産振興課へ提出して行わなければならない。

1 会社概要(第二号様式)

2 経営規模総括表(第三号様式)

3 潜水調査等実績調書(直前二年分)(第四号様式)

4 潜水技術者等経歴書(第五号様式)

5 潜水器具・装置の設備状況(第六号様式)

6 貸借対照表(直前二年の各事業年度における決算によるもの)

7 損益計算書(直前二年の各事業年度における決算によるもの)

8 申請者の登記事項証明書等

9 納税証明書(次に掲げる税目について、未納、滞納がないことの証明)

(一) 法人の場合

法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税

(二) 個人事業者の場合

消費税及び地方消費税、個人事業税、個人住民税

四 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。

五 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、四の規定による通知において指定する日から平成二十三年五月三十一日までとする。

六 申請書の記載事項の変更届等

申請書を提出した者は、次に掲げる事項について変更があったとき、営業を廃止したとき又は休業するときは、潜水業者資格審査申請書記載事項変更（休・廃業）届（第七号様式）を提出しなければならない。

- 1 商号又は名称
- 2 所在地又は住所
- 3 代表者の氏名
- 4 その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項

第一号様式

平成 年 月 日

青森県知事

殿

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

潜水業者資格審査申請書

青森県が行う潜水調査業務の受託に係る資格の審査について、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

第2号様式

会 社 概 要

- 1 商 号
- 2 所 在 地
- 3 設 立
- 4 資 本 金
- 5 営 業 種 目

第3号様式

経営規模総括表

商号又は名称	直前第2年度分決算	直前第1年度分決算	年間平均実績高			
平均生産額 又は販売額	年 月から	年 月から	(1) + (2)			
	年 月まで(1)	年 月まで(2)	2			
	千円	千円	千円			
自己 資本金	区分	直前決算時	剰余(欠損) 金 処 分	計	決算後 増減額	合計
	資本金					
	積立金 (準備金)					
	時期繰越利益 (欠損金)					
	計					
職員数	技術関係職員 人	事務関係職員 人	その他(単純 労務等)職員 人	計 人		
経 営 比 率	流動資産()千円 $\frac{\quad}{\quad} \times 100 =$ 流動負債()千円 % (小数点以下切捨て)					
営 業 年 数	創 業	現組織への変更		営 業 年 数		
	年 月 日	年 月 日	年 月 日			

第4号様式

潜水調査等実績調査書

発注者										
元請け又は 下請けの別										
件										
名										
業務履行場所										
請負金額 の										
着手年月										
履行(予 定)年月										

第5号様式

潜水技術者等経歴書

ふりがな 氏 名				
生年月日				
本 籍				
現 住 所				
最終学歴				
資格免許	種 類	番 号	取得年月日	備 考
職 歴				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
潜 水 調 査 等 経 歴				
従 事 期 間	潜 水 調 査 等 名	発注機関名		
賞 罰				
上記の通り相違ありません。				
平成 年 月 日				
氏 名				
印				

(注)資格免許欄に記載した資格について、免許証の写しを添付すること。

公 告

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第四十二条の七の規定により、青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成二十一年一月九日公表）の全部を次のとおり変更したので、同条第十項において規定する同条第五項の規定により公表する。

平成二十一年三月十七日

青森県知事 川 村 母 郎

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

1 本県の水産業は、平成18年において、生産量が23万2千トンで全国第5位、生産額が552億円で全国第6位と全国でも有数の漁獲実績を誇っており、漁業就業者数は平成15年現在において1万1千人となっている。また、遠洋漁業及び沖合漁業の基地として発展してきた八戸市を中心として水産加工業の生産も盛んであり、特に沿岸域において水産業は中核的な産業となっている。

このように、水産業は本県にとって極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県海域は、太平洋、津軽海峡及び日本海海域に三方を囲まれるとともに、大型内湾である陸奥湾を有していることから、我が国有数の好漁場が形成されている。

しかしながら、わが国周辺水域における海洋生物資源の多くが低水準、減少傾向にあり、本県海域においても低水準、減少傾向にある海洋生物資源が多くなってきている。

今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの的確な対応のみ

ならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

3 このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、県の魚ひらめの資源が着実に増加しているなど、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、より一層の適切な海洋生物資源の保存及び管理により水産物の生産を更に安定的で持続的なものとするため、国の基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の本県の数量について、適切な管理措置を講ずることとする。

4 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講ずるため、他道県入漁船を含め第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

5 また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、県水産総合研究センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

6 第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

7 本県における漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度については、関係漁業者の意見を十分に尊重し、また、他道県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

第2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

1 第1種特定海洋生物資源の平成20年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成20年4月～平成21年3月	若干
まあじ	平成20年1月～12月	若干
まいわし	平成20年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成20年7月～平成21年6月	若干
するめいか	平成20年1月～12月	若干

2 第1種特定海洋生物資源の平成21年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成21年4月～平成22年3月	若干
まあじ	平成21年1月～12月	若干
まいわし	平成21年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成21年7月～平成22年6月	
するめいか	平成21年1月～12月	若干

(注) 平成21年のまさば及びごまさばの知事管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【すけとうだら】

小型機船底びき網漁業及びさし網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まあじ】

定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まいわし】

定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まさば及びごまさば】

定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【するめいか】

定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、総トン数5トン未満の動力漁船による小型いかつり漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

なお、上記の漁業については規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

第4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、本県に定められた量に関する事項

平成21年の第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さめがれい	小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)	青森県下北郡東通村尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東の青森県地先水面	平成21年5月1日から平成21年6月30日まで	388

(注) 小型機船底びき網漁業とは漁業法(昭和24年法律第267号)第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業をいう。うち小型機船底びき網漁業取締規則(昭和27年農林水産省令第6号)第1条第1項第1号に規定する種類のものを用いる。

第5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

平成21年の第2種特定海洋生物資源ごとの第2種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さめがれい	機船手繰網漁業(かけまわし漁業)	青森県下北郡東通村尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東の青森県地先水面	平成21年5月1日から平成21年6月30日まで	388

(注) 機船手繰網漁業(かけまわし漁業)とは青森県海面漁業調整規則第6条に規定する種類のものを用いる。

第6 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【さめがれい】

太平洋北部のさめがれいの資源回復を図るために、国が作成した「太平洋北部沖

合性カレイ類資源回復計画」の着実な実施を本県として推進する。

また、規則に基づき漁獲努力量の報告を求めることとする。

第7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。

2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取り組みを進めるとともに、生息環境の保全に努めるものとする。